

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

(障害者施設)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	令和4年12月12日～令和5年3月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人 南台五光福祉協会 もくせい園 シャカイフクシホウジン ミナミダイゴコウフクシキョウカイ モクセイエン		
所 在 地	〒273-0118 千葉県鎌ヶ谷市中沢311-1		
交通手段	○JR総武線「本八幡駅」「下総中山駅」○JR武蔵野線「市川大野駅」「船橋法典駅」○京成線「京成八幡駅」「京成中山駅」 上記最寄り駅より京成バス「市営霊園」下車徒歩5分、「医療センター入口」下車徒歩15分		
電 話	047-443-3331	FAX	047-444-1748
ホームページ	http://minamidaigoko.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人 南台五光福祉協会		
開設年月日	31138		
事業所番号	1212600058	指定年月日	41000
提供しているサービス	○施設入所支援 ○指定生活介護 ○指定短期入所（併設型）		

(2) サービス内容

サービス名	定員	内容
施設入所支援	70名	24時間対応で生活介護以外の支援・介護等を行う。
指定生活介護	80名	日中の生活支援・介護、活動などの提供をする。
短期入所 (併設型)	10名	在宅の方々を一時的に入所対応で支援介護する。

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	51	6	57	このうち、欠員1名、育休1名
専門職員数	42（支援員）	3	45	このうち、欠員1名、育休1名
	2（看護師・栄養士）		2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入所は関係5市の推薦による		
申請窓口開設時間	特にありません		
申請時注意事項	入所に関しては関係5市の障害福祉窓口にて相談していただいています。 短期入所については直接契約となりますのでもくせい園に連絡をしていただいています。		
相談窓口	電話、来園、手紙にて受付ます。		
苦情対応	窓口設置	第3日曜日窓口開設	
	第三者委員の設置	オンブズマン	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>法人の基本理念 知的障害者の方の生活には多くの支援が必要です そこで私たちは、利用者の方の願いや思いを真摯に受け止め 支援のあり方を常に研鑽し、利用者の方が施設や地域等において 豊かな生活を実現でき、誰もがいつでも笑顔でいられる支援を目指します</p> <p>法人の使命 関係5市、すなわち市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の 知的障害者に関する福祉行政に貢献することを使命とします</p> <p>法人の運営信条 ・愛のある支援 私たちは、「思いやり」「感謝の気持ち」を持って利用者（利用者の 家族）の支援を行います</p> <p>・協力し合う姿勢 私たちは、職員同士、お互いに「思いやり」「感謝の気持ち」を 持って職務を遂行します</p> <p>・謙虚な態度 私たちは、法人に関わる全ての人に対して「思いやり」「感謝の気持ち」 を持って接します</p>
特 徴	<p>開設から36年が経ち、開設当初からの利用者は50代～60代に差し掛かっており、一般的には定年を迎える年になります。開設当初の若々しい時代に比べれば、日課は緩やかに、作業もバリバリこなすことはせずに、趣味的な内容で楽しめる活動を多く提供できるようになりました。若い利用者には、物足りなさを感じさせていることは思いますが、日課に縛られない緩やかな時間が利用者、職員に心のゆとりを生まれ、穏やかな日々が提供できていると感じております。</p>
利用（希望）者へのPR	<p>当園は高齢者も多く在籍しており、穏やかで健やかな生活を提供することに重点をおいております。医療機関との連携にも重点をおいており、通院が苦手という方でも往診を利用していただくことで本人の負担を軽減し健康を維持することができています。長い間に自宅で生活をされ自分のペースでゆっくり生活をされていた方や生活全般に支援が必要とされる方が安心して生活できる環境を提供し、軽運動・軽作業、外出・外食等のアクティビティ等を通して、楽しく充実した生活を送っていただくことをモットーに支援します。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント もくせい園

評価機関名 NPO法人ヒューマン・ネット

特に力を入れて取り組んでいること（評価の高い点）

1. 経験豊かな職員が個別支援計画に基づいて、ゆっくりとした「その人らしい」生活を支援している

「健康で落ち着いた生活を続けたい」「歩行機能の低下を防ぎたい」などの保護者・利用者の意向や思いの把握に力を入れて取り組んでいる。日課にこだわらず、各種の活動も無理強いをせずに、テレビを見る人、折り紙を楽しむ人など、利用者の気持ちを尊重し、自由にゆっくり過ごせるように生活班の職員を中心に支援している。また、一人ひとりの障害特性や高齢化に伴う介護度を考慮し、利用者のニーズに沿った日中活動支援や健康維持につながるリハビリ、気分転換を図る外出支援などを「個別支援計画書」に反映させている。全職員で情報共有の必要のある利用者については、専門研修受講者や看護師・栄養士などの職員も毎月のケース会議に参加し、多角的視点から支援方法の検証や対応について検討している。

2. 利用者の日々の健康状態を細かく観察し、体調管理に努めている

自ら訴えを起こすことができない利用者の日々の健康管理について、施設内、医務静養室看護師によるバイタルサインのチェックや職員によるボディアクション、日頃の言動などの様子の観察により、細かく体調管理をしている。提携病院からは1ヶ月に2回、医師や歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が来園し、身体機能面や口腔機能面、精神機能面のチェックやアドバイスを受け、誤嚥の危険がありそうな場合には、ソフト食に変更することや、機能訓練が必要な利用者には短期間の入院を行うなど医療連携支援に繋がっている。全体の内容は健康管理委員会にて検討を行い、夜勤職員へ引き継ぎの際には、必ず看護師が同席し健康状態の連絡がなされ、些細な変化を見落とすことがないよう利用者の健康管理を徹底している。

3. IT利活用による情報共有を促進し、円滑なコミュニケーションが図られている

利用者の個別支援記録について、記録システムを利用し施設内各PCからの編集、閲覧を可能としており、随時更新することにより情報共有が図られている。日常のコミュニケーションについては、オンライン情報共有システムを導入し職員間の迅速な情報共有に活かすとともに、タイムリーな利用者対応に活用している。本システムは、全職員がクラウド上に告知された情報を自身のデバイスから閲覧できるほか、職員同士1対1のコミュニケーションが可能であり出勤シフトに関わらず、漏れなく確実な情報共有が図られている。災害や防犯等の緊急時対応としてはSMS一斉送信が可能な緊急連絡システムを採用し、リスクマネジメントに活かしている。職員同士の情報共有にIT利活用を促し円滑なコミュニケーションが図られている。

4. 事故や感染症が起らないよう、利用者の安全対策や感染対策を徹底している

転倒や、転落、衝突など施設内の事故を未然に防ぐために、ベッドの高さの調整やベッドマットの導入、手すりの設置、滑りやすい床面の改善など施設内の環境整備に努めている。共用部分の廊下にはカメラが設置され、利用者の安全管理に配慮している。施設内で生じたインシデントはトラブルヒアリング報告書にまとめられ、危機管理委員会において検証がなされ、職員の振り返りの機会を設けることで、大きな事故が生じないよう日々職員間で確認をしている。コロナなどの流行性の感染症が施設内で拡大しないよう、詳細にマニュアルにまとめ、感染症対策について水際対策など、徹底した対策を行なっている。

さらに取り組みが望まれるところ（改善点）

1. コロナ禍で自粛している、日中活動の復活が望まれる

利用者の生活は、健康管理などを徹底し安心安全に配慮している。一方で、コロナ禍ということもあり、外出しにくいことや、外部からのボランティアの受け入れ、イベントの開催などできない時期が続いたこと、作業活動の減少により、日々の生活の変化や刺激が少なくなっている。利用者の元々の生活背景や個性、生い立ちなどを再確認し、一人ひとりの個別支援につなげ、職員間で日中活動の創意工夫を行うことで、利用者への支援の質の向上が望まれる。

2. 不適切事例の職員相互のチェックシステムや振り返りを行うグループワークなどの新たな取り組みがさらなる意識向上につながると思われる

支援の質の向上が、利用者の権利擁護につながることを施設長から会議等で機会あるごとに職員へ伝えている。また、アンガーマネジメントや強度行動障害などの園内及び外部研修に参加して、虐待防止や行動障害の理解を深めている。現在、虐待防止セルフチェックを実施し集計されている、身体拘束・虐待防止委員会による、さらなる分析と対応策に期待したい。不適切な事例の報告の際には、随時、上席者による指導は行われているが、職員相互の振り返りチェックなどの新たな取り組みも望まれる。現在、予定されているグレーゾーンをテーマにした職員同士のロールプレイによるグループワークがさらなる意識向上につながることを期待したい。

（評価を受けて、受審事業者の取組み）日中活動の充実については、令和5年度より新たに活動委員会を設置し、そこに配属された生活支援員等が各活動班に責任者となり、利用者の障がい特性に応じた活動メニューを提供いたします。また、支援困難利用者いわゆる強度行動障害者への対応については、新たに専門委員会を設置し、個別アセスメントシートに基づいた支援手順書を作成することで、全支援員が統一した支援サービスを提供いたします。そして、虐待防止対策として、関係する委員会等が共同しグループワークを用いた研修を企画して、組織としてのベクトル合わせを行ってまいります。

福祉サービス第三者評価項目の評価結果（障害者（児）施設・事業所）

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数 *非該当数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	1	2
	2 計画の策定	中・長期的なビジョンの明確化 重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	3	1
			5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	0
			6 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7 理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	3	0
			8 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	3	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	9 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			10 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	1	3
		職員の就業への配慮	11 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	3	0
			12 福利厚生に積極的に取り組んでいる。	3	0
		職員の質の向上への体制整備	13 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	2	2
			14 定期的に教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	3	0
	15 職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	4	1		
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	利用者尊重の明示 利用者満足度の向上 利用者意見の表明	16 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	6	0
			17 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			18 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
	2 サービスの質の確保	サービスの質の向上への取り組み サービスの標準化	19 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	5	0
			20 サービス内容について定期的に評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。	2	0
	3 サービスの開始・継続	サービス提供の適切な開始	21 事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
			22 施設利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
	4 個別支援計画の策定	個別支援計画の策定・見直し	23 サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	3	0
			24 一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。	4	0
			25 個別支援計画について、内容は適切であるかの評価・計画の見直しを定期的に実施している。	3	0
	5 実施サービスの質	項目別実施サービスの質	26 利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	3	0
			27 【個別生活支援】日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	4	0
			28 【居住・入所支援】居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	5	0
			29 【日中活動支援】利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、日常生活訓練、機能訓練及び生活についての相談等の支援を行っている。	4	0
			30 【就労支援】就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。	非該当	
			31 利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。	4	1
			32 利用者の健康を維持するための支援を行っている。	4	0
			33 利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。	3	0
	6 安全管理	利用者の安全確保	34 預り金について、適切な管理体制が整備されている。	1	4
35 感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。			3	0	
36 事故などの利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。			3	0	
37 緊急時（非常災害発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。			6	0	
7 地域との交流と連携	地域との適切な関係	38 地域や地域関係機関との交流・連携を図っている。	3	1	
計				119	17

項目別評価コメント

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。■非該当（提供していないサービス）

項目	標準項目
1	<p>理念や基本方針が明文化されている。</p> <p>■理念・方針が文書(事業計画等)の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等に明文化されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
2	<p>理念や基本方針が職員に周知・理解されている。</p> <p>■理念・方針が事業所の内誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ、職員と話し合い共有化を図っている。 □理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い、実行の反省をしている。</p>
3	<p>理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p> <p>□契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 □理念・方針が利用者や家族等で分かりやすく説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践内容を広報誌や手紙、且日常会話などで日常に伝えている。</p>
4	<p>事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。</p> <p>■社会福祉事業の全体や地域動向について、具体的に把握している。 ■事業計画には、環境把握に基づく中・長期計画の内容を反映した本年度における事業内容が具体的に示されている。 ■事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することとなり、実施状況の評価を行う内容となっている。 ■事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。</p>
5	<p>事業計画達成のための重要課題が明確化されている。</p> <p>■理念・基本方針により重要課題が明確化されている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確化されている。 ■現状の反省から重要課題が明確化されている。</p>
6	<p>施設の実業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時もしくは、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 □方針や計画、課題の決定過程が、全ての職員に周知され、一部の職員だけで行われていない。</p>
7	<p>理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。</p> <p>■管理者は、理念・方針の実現、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための体制を整え、具体的な指導力を発揮している。 ■管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参加している。 ■運営に関する職員、利用者、家族、地域の関係機関の意見を把握して方針を立てている。</p>
8	<p>経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。</p> <p>■管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。 ■管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備、具体的な経営や業務の効率化と改善のために組織内に具体的な体制(改善委員会など)を構築し、自らもその活動に積極的に参加している。</p>
9	<p>全職員が守るべき倫理を明文化している。</p> <p>■倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業員を対象とし、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■倫理(個人の尊厳)の周知を図るための日常的な取り組みが確認できる。</p>
10	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p> <p>□人事方針が明文化されている。 □職務権限等を作成し、従業員の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果に基づいて、職員に対して説明責任を果たしている。</p>
11	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。</p> <p>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■定期的に職員との個別面談の機会を設ける等、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p>
12	<p>福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p> <p>■職員の希望の聴取をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を奨励している。</p>
13	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育りに取り組んでいる。</p> <p>□キャリアアップ計画など中長期的人材育成計画がある。 ■職務権限、役割別に期待能力基準を明示している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。</p>
14	<p>定期的な教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業員を対象とする当該サービスに関する研修計画を立て実施している。 ■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業員を対象とする当該サービスに関する個別研修を実施している。 ■事業所全体として個別の研修計画の評価・見直しを実施している。</p>
15	<p>職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。</p> <p>■理念・方針や目標の共有化のための会議等場で実践面の確認等を行い、職員の理解を深めている。 ■職員の意見を尊重し、創意・工夫が生みやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場での人間関係を良好に把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 □評価が公平に実施されるよう工夫をしている。</p>
16	<p>全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行っている。利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> <p>■憲法、障害者基本法、障害者権利条約等の基本的な考え方について研修を実施している。 ■日常の支援では、個人の意思を尊重し、一人ひとりの価値観や生活習慣に配慮した支援をしている。 ■職員の不適切な態度、放任、虐待、無視などが行われることのないよう、職員が相互に振り向き合い、互いの権利や意思を尊重し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■日常の支援では利用者のプライバシーに配慮した支援をしている。 ■利用者の羞恥心に配慮した支援をしている。</p>
17	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> <p>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレット等に掲載し、また事業所内に掲示し周知を図っている。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(委託業者、ボランティアを含む)に対して研修を行い周知を図っている。</p>
18	<p>利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p> <p>■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点を改善策を立て迅速に対応している。 ■利用者・家族が苦情や苦言が言いやすい環境を整備している。 ■利用者又はその家族等との相談の場所及び相談対応の記録がある。</p>
19	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。</p> <p>■重要事項を記した文書等(利用者等に交付する文書)に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され、説明のうえ周知を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点を改善するための説明し実行している。 ■事後処置に関しては、当該利用者及びその家族等に対して組織的に納得を得ている。 ■第三者の訪問による権利擁護(オプンブザーン)制度を整備している。</p>
20	<p>サービス内容について定期的な評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。</p> <p>■事業所全体としてサービスの質や介護方法を検討する会議があり、改善計画を立て実行している記録がある。 ■事業所全体としてサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議がある。</p>
21	<p>事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p> <p>■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分かりやすい事前・事後の対応マニュアルを策定し、マニュアルを定期的に見直しを実施している。 ■マニュアルの見直しは職員の参画のもとに行われている。</p>
22	<p>利用に関する問合せや見学に対応している。</p> <p>■問合せ及び見学の対応について、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ及び見学の要望に応じて、個別利用者のニーズに応じた説明を行っている。</p>
23	<p>サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。</p> <p>■サービス提供内容や重要事項説明書等は、分かりやすい資料となるよう工夫している。 ■サービス提供内容、日常生活の決まりごと、重要事項等を分かりやすく説明している。 ■サービス提供内容や利用者負担金等について利用者の同意を得ている。</p>
24	<p>一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。</p> <p>■当該個別支援計画に係る職員が連携し、多面的な視点による計画が検討されている。 ■計画は利用者や家族等に説明し同意を得ている。</p>
25	<p>個別支援計画について、内容は適切であるかの評価・計画の見直しを定期的実施している。</p> <p>■当該個別支援計画の見直しの時期を明示している。 ■見直しはサービス提供に係る職員全員の見直しを参考としている。 ■内容の急変など緊急見直し時の手順を明示している。</p>
26	<p>利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。</p> <p>■計画の内容や個人の記録を、支援を担当するすべての職員が共有し活用している。 ■申し送り・引き継ぎ等により、利用者に変化があった場合の情報を職員間で共有している。</p>
27	<p>【個別生活支援】 日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。</p> <p>■個別支援計画に従って利用者の主体性を尊重した生活支援を行っている。 ■重度の障害者に対する個別の包括的・継続的な生活支援を行っている。 ■食費、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。 ■身体介護、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。</p>
28	<p>【居住・入所施設】 居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。</p> <p>■食事、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。 ■利用者が安心した睡眠をとる事が出来るよう支援を行っている。 ■生活環境を整備している。 ■利用者が暮らすの幅を広げることができるよう、様々な体験の場を提供している。 ■日中サービスを提供し、利用者一人ひとりに応じた支援を行っている。</p>
29	<p>【日中活動支援】 利用者が自立した生活を地域で送ることができる。日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。</p> <p>■地域で安定した生活を送ることができるよう、継続して相談等の支援や関係機関との調整を行っている。 ■利用者が意欲的に目標とする力を身につけることができるよう工夫している。 ■利用者が地域や社会活動等を通じて社会参加活動が出来るよう取り組んでいる。 ■自立した生活に向けて、利用者一人ひとりに応じた日常生活訓練や機能訓練を行っている。</p>
30	<p>【就労支援】 就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。</p> <p>■利用者が自発的に働く意欲を持てるよう取り組みを行っている。 ■生活リズムや社会人としてのマナーの習得等の支援を行っている。 ■職場見学や実習等、職場にふれる機会を確保し実践を行っている。 ■働くうえで必要な知識の習得及び能力向上のための支援を行っている。 ■働くうえで必要に応じて、利用者や家族等に寄り添った支援を行っている。 ■就業支援、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。</p>
31	<p>利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。</p> <p>■利用者のコミュニケーション能力を高めるため、サービス実施計画や支援計画を策定し実行している。 ■意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わり合いを通じてその人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に努めている。 ■意思伝達に制限のある人の場合、個別のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に努めている。 ■意思伝達に制限のある人の場合、個別のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に努めている。 □必要性や要望に基づいて、コミュニケーションの取れる人、代弁者、手話通訳者を受け入れている。</p>
32	<p>利用者の健康を維持するための支援を行っている。</p> <p>■健康維持のための支援は、生活環境の整備や食事・健康管理、摂食・嚥下障害のケア、口腔ケア、褥瘡予防等のマニュアルを策定し、適切に実施している。 ■利用者の健康状態に注意するとともに、利用者からの相談に応じている。 ■健康状態の情報は、必要に応じて家族や医療機関から得ている。 ■通院・服薬・ケア等の必要に応じて適切な取組を行っている。</p>
33	<p>利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。</p> <p>■利用者の家族に対し定期的及び随時の状況報告書の提出又は連絡を行っている。 ■利用者の家族等との連携、交流の実施、家族会等を実施し、意見を聞いている。又は利用者等の家族との連絡等が双方向の意思伝達されている。 ■利用者の家族への行事案内又は参加が確認できる行事を実施している。</p>
34	<p>預金について、適切な管理体制が整備されている。</p> <p>■利用者の預金金については、その取り扱い規約を定め、責任の所在を明確にしている。 ■金銭的な参加できない利用者については、金銭等を保管する場所を提供している。 □自己管理ができる人については、金銭等を保管する場所を提供している。 □自己管理に支障を必要とする人には、小遣い帳を設置するなどして、自己管理に向けたよう支援している。 □金銭管理技能を含む経済的な対応能力を高めるための学習プログラムが用意されている。</p>
35	<p>感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p> <p>■健康維持のための支援は、生活環境の整備や食事・健康管理、摂食・嚥下障害のケア、口腔ケア、褥瘡予防等のマニュアルを策定し、適切に実施している。 ■感染症及び食中毒の発生予防及びまん延の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■感染症及び食中毒の発生予防及びまん延の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■感染症及び食中毒の発生予防及びまん延の防止に関するマニュアル等を整備している。</p>
36	<p>【個別生活支援】 日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。</p> <p>■個別支援計画に従って利用者の主体性を尊重した生活支援を行っている。 ■重度の障害者に対する個別の包括的・継続的な生活支援を行っている。 ■食費、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。 ■身体介護、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。</p>
37	<p>緊急時(非常災害発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p> <p>■非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等を整備し、周知を図っている。 ■非常災害時に通報する関係機関の一覧表等を整備している。 ■非常災害時の避難、救出等対応に関する研修・訓練を実施している。 ■地域の消防団、自治体等の防災協力を結んでいる。 ■主治医、提携先の医療機関及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等を整備している。</p>
38	<p>地域と地域関係機関との連携、連携を図っている。</p> <p>■地域との交流行事、地域資源の活用等利用者が地域の一員として生活出来るように支援している。 ■ボランティアの受け入れ体制やマニュアル等が整備されている。 ■地域との受け入れに関する基本的なルールや手順、体制を整備している。 ■地域の社会資源等の情報を収集し、活用者に提供するなど活用している。</p>
39	<p>【個別生活支援】 日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。</p> <p>■個別支援計画に従って利用者の主体性を尊重した生活支援を行っている。 ■重度の障害者に対する個別の包括的・継続的な生活支援を行っている。 ■食費、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。 ■身体介護、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やニーズに合わせて行っている。</p>